

沼監第 12 号
平成23年8月17日

沼田町長 金 平 嘉 則 様

沼田町監査委員 山 木 一 男

同 渡 邊 敏 昭

平成22年度沼田町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成22年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査の対象

(1) 平成22年度沼田町水道事業会計決算

2 審査の期間

平成23年7月27日及び平成22年8月5日の 2日間

3 審査の概要

(1) 決算審査に当たり、提出を受けた決算報告書その他財務諸表について関係諸帳簿に基づき計数の信憑性を確認するとともに、企業会計原則に従って処理し、関係諸法令に準拠して作成され、また、企業の経営状況並びに財政状況が適正に表示されているか否かについて審査した。

(2) 水道事業の棚卸資産（貯蔵品）については、年度末実施の棚卸時に立会検査し、在庫並びにその受払の実態を確認して決算審査の正確を期した。

4 決算の適否について

(1) 予算と決算の状況

別紙一覧表のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正な決算であることを認める。

(3) 審査における意見

平成22年度水道事業においては、老朽化に伴う水道監視装置の更新や高台配水池の改修など、計画的に一連の事業が遂行され、収益的収支においては、受託工事の増加等により純損失が生じたものの、有収率は82.6%となり、2年連続で80%以上の実績を挙げたことは、適切な維持管理業務に努めた結果と評価するところである。

しかし一方で、人口の減少等に伴ない有収水量は年々減少する傾向となっており、今後における水道事業の運営もより厳しさを増すことが予想されることから、こうした状況を踏まえつつ、北空知広域水道企業団及び構成団体との連携をより一層深め、適切且つ効率的な事業運営に邁進されるよう強く望むものである。